

令和4年度 徳島県障がい者優先調達推進方針

趣 旨

『障害者優先調達推進法』第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

- * 地方公共団体には、
- ・障がい者就労施設等の「受注機会の拡大」を図るための措置を講ずるよう努める責務（法第4条）
 - ・調達方針の作成と公表（法第9条）

発注機会の拡大の取組み

○「全庁的」「計画的」な調達の推進

○障がい者就労施設等から調達可能な物品については、これまで調達実績がない物品等も含め積極的に調達

○県の機関が調達する物品等について、可能な限り障がい者就労施設から調達

とくしま・障がい者「働きたい！」発注事業

○共同受注窓口を介した随意契約による調達 等



令和4年度の目標 → 82,000千円

